

# 果敢

No. 204

社報タイトル「果敢」は社内で掲げる2023年の標語です。

発行責任者 / 小林 政 仁

発 行 日 / 2023年6月1日

● 経営コンサルテイング ● 相 談 ● 会 計 ● 税 務

KOBAYASHI GORBIN

**小林合同会計**

代表社員 小林 政 氏 代表社員 小林 政 仁  
税理士 須 賀 保 雄 税理士

税理士法人 小林合同会計  
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <https://www.kg-tax.jp>

## 7月の税務

### ● 7月10日

#### 1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

### ● 7月18日

#### 2. 所得税の予定納税額の減額申請

### ● 7月31日

#### 3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)

#### 4. 5月決算法人の確定申告(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税

・(法人事業所税)・法人住民税)

#### 5. 2月,5月,8月,11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)

#### 6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)

#### 7. 11月決算法人の中間申告(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

#### 8. 消費税の年税額が400万円超の2月,8月,11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税及び地方消費税)

#### 9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月,5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

(3月決算法人は2か月分)(消費税及び地方消費税)

### ● 7月中において市町村の条例で定める日

#### 10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

## ～消費税の2割特例について～

石塚 始夢

インボイス制度の登録を行っているでしょうか？なかには、消費税免税事業者からインボイス制度の登録をして消費税課税事業者を選択された方もいるかと思います。

この制度は、インボイス制度を機に消費税免税事業者からインボイス発行事業者として消費税課税事業者へなられた方に向けた、消費税の計算方法の特例となっています。

### < 2割特例の条件等 >

- ① 売上の消費税額の2割が消費税の納税額になる
- ② 2割特例を適用できる期間  
… 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
- ③ 2割特例の適用に当たり、事前の届出を提出する必要はなし
- ④ 2割特例を適用して申告しても来期で申告した時に継続して適用する必要はなし
- ⑤ 一般課税方式と簡易課税方式とも選択可能 ※

※ 将来的に簡易課税方式を選択する際は、消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要になりますので、ご注意ください。

詳細は担当者まで。

もしも

## ～個人で取り組むSDGs～



吉田 雄子



最新のSDGsの日本の達成状況は165ヶ国中19位です。

17の目標別に見ると、目標4・目標9・目標16が達成できているとされています。2030年までにSDGsを達成することは、国や企業による取り組みだけでは難しいのが現状です。私たち個人の行動もとても重要で、一人ひとりが意識することで、SDGsの目標達成に近づきます。

その中で私はSDGs目標11「住み続けられるまちづくりを」において、災害などがあっても早く回復できる街づくりに着目しています。

私たち個人ができることは、災害に対する備えをしておくことです。災害に対する備えとしては、下記のようなものがあります。

- 家具の置き方を工夫して、地震が起きても倒れにくいようにする
- 災害が起こっても慌てないように、日頃から避難経路を確認しておく
- 緊急時の連絡方法を家族や友人間で決めておく
- 飲料水や非常食などの備蓄をしておく

これらの備えをしておくことで、SDGs目標11を達成するだけでなく、自分たちの命を守ることにもつながると思います。